

被災地出身の学生及び保護者の皆様へ

長浜バイオ大学

## 東日本大震災等による罹災に伴う

### 入学金及び学費減免の特別措置の実施について

この3月、未曾有の東日本大震災等による被害に遭われた皆様に改めて心よりお見舞いを申し上げます。

長浜バイオ大学では、このたびの大震災を受けて、「長浜バイオ大学 非常災害罹災者支援 学費減免規程」を5月26日付で制定するとともに、2011年3月に発生した今回の東日本大震災及び長野県北部の地震で罹災された方を対象とした経済的支援として、学費等減免について以下の要領で特別措置を設けることを決定いたしましたのでお知らせします。該当する方で、特別措置を希望される方もしくはその内容の詳細をお聞きになりたい方は、学生課までお申し出ください。

#### 今回の特別措置（入学金及び学費減免）申請要領

##### I. 申請資格

保証人（家計支持者）の居住地が東日本大震災及び長野県北部の地震による災害救助法適用地域（\*）で、且つ以下のいずれかに該当し、修学に著しい支障を生じた、または生じるおそれのある本学の学生・院生が対象です。

- ① 保証人（家計支持者）が死亡もしくは不明となった方。
- ② 保証人（家計支持者）が負傷し、長期の入院や加療の必要が生じた方。
- ③ 保証人（家計支持者）の居住する家屋が消失もしくは損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方。
- ④ その他、学費支弁が著しく困難となったと認められる方。

（\*）居住地が東日本大震災及び長野県北部の地震による災害救助法適用地域：厚生労働省のHP参照

##### II. 特別措置内容

###### (1) 新入生（編入生を含む）

入学金及び2011年度前期学費（授業料、施設設備費、実験・実習費）の全額もしくは半額を免除します。

2011年度後期学費（授業料、施設設備費、実験・実習費）については、改めて審査をし、被害と復興の状況に応じて措置の継続等を決定します。

###### (2) 2010年度以前入学の在学学生

2011年度前期学費（授業料、施設設備費、実験・実習費）の全額もしくは半額を免除します。

2011年度後期学費（授業料、施設設備費、実験・実習費）については、改めて審査をし、被害と復興の状況に応じて措置の継続等を決定します。

Ⅲ. 申請期間と受付 2011年5月27日～ 6月20日まで。 学生課で受付。

Ⅳ. 提出書類 申請期間内で以下の書類を提出してください。 期間内に①②ともに提出できない場合は、学生課にご相談ください。

- ① 「長浜バイオ大学 非常災害罹災者支援 学費減免申請書」 (学生課にて請求)
- ② 被災状況を示す書類

\*以下のいずれかを提出してください。提出が困難な場合は①の「申請書」のみ期間内に提出し、提出が可能になり次第学生課に提出してください。

最終提出期限は7月29日とします。

被災状況	提出書類 (例)
人的被害	〈死亡の場合〉 死亡届・死亡診断書もしくは死亡されたことがわかるもの (住民票や戸籍抄本など) 〈長期の入院・加療の場合〉 診断書、医療費の領収書など
建物被害	罹災証明書 (消防署または市区町村役場発行) 等
	建物等の被害額のわかる見積書、請求書等
収入の変化	収入の喪失・激減を証明するもの

Ⅴ. 結果発表 2011年7月6日 (予定) 本人宛に通知します。

※ お問合せ先： 長浜バイオ大学 学生課 電話：0749-64-8100 (代) 学生課まで  
メール：[gakusei@nagahama-i-bio.ac.jp](mailto:gakusei@nagahama-i-bio.ac.jp)